

京都聖母学院幼稚園園則

第1章 総則

（目的）

第1条 本園は、教育基本法並びに学校教育法に基づいて3歳以上、小学校就学期に達するまでの幼児をカトリック精神において各自の個性に順応して指導し善良な性情を涵養するとともにその心身の発達を助長することを目的とする。

（名称）

第2条 本園は、京都聖母学院幼稚園と称する。

（位置）

第3条 本園の位置を、京都府京都市伏見区深草田谷町1に置く。

（教育年限）

第4条 本園の教育年限は、1年、2年及び3年とする。

（学級数及び定員）

第5条 本園の学級数は、9学級とし、収容定員は、280名とする。

（教職員組織）

第6条 本園に次の職員を置く。

園長，教諭，事務職員

2 その他必要な職員を置くことができる。

第2章 入園，退園，転園，休園及び修了

（入園時期）

第7条 入園期は、毎年4月1日とする。ただし、時宜により臨時に入園を許可することがある。

（入園資格）

第8条 本園に入園できる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（入園申込）

第9条 入園志願者は、所定の入園願書に入園審査料を添えて提出しなければならない。

2 前項の入園審査料は、別表1のとおりとする。

（入園許可）

第10条 入園については、選考の上園長が許可する。

（入園手続）

第11条 本園に入園の許可を受けた者は、本園所定の誓約書に入園金を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の入園金は、別表2のとおりとする。

（誓約書）

第12条 本園に入園を許可されたものは、誓約書を提出しなければならない。

（休園，転園及び退園）

第13条 休園，転園又は退園しようとする者は、その理由を文書でもって保証人から園長に届け出なければならない。

2 学校保健安全法に定められた伝染病にかかり若しくはそのおそれのある園児であって他の園児の

教育に妨げがあると認めた場合、園長は保証人に対して出席停止を命じることがある。

（修了の認定並びに証書の授与）

第14条 園長は、第18条の教育課程を修了したと認めた者には、修了を認定し修了証書を授与する。

第3章 教育期及び休園日

（教育期）

第15条 教育期は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休園日）

第16条 休園日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律に規定する休日及び日曜日

（2）夏季休園 7月22日から9月3日

（3）冬季休園 12月21日から1月7日まで

（4）春季休園 3月16日から4月9日まで

（5）毎土曜日

2 園長は、必要と認めたときは、休園日を変更することができる。

（臨時休園）

第17条 非常変災その他緊迫の事情があるとき、園長は、臨時に教育を行わないことがある。

第4章 教育課程及び教育日時数

（教育課程）

第18条 本園の教育課程は、幼稚園教育要領に示すところに従い、幼児の心身の発達に応じて教育課程を編成する。

（教育日時数）

第19条 本園の年間教育週数は、39週以上とし、1日の教育時間は午前9時から午後1時30分までとする。ただし、教育時間については、季節により多少変更することがある。

第5章 賞

（賞）

第20条 園長は、教育上必要があると認められたとき園児を賞する。

第6章 保育料、施設設備費及び教育充実費

（保育料）

第21条 本園の保育料、施設設備費、教育充実費は別表3のとおりとし、保育料、教育充実費（以下「保育料等納付金」という。）については、3期分納するものとする。

2 3期分納の期日は、次のとおりとする。以下に示す期日が金融機関の休業日にあたるときは、翌

日の営業日とする。

第1期（4月～7月分）4月26日

第2期（8月～11月分）8月26日

第3期（12月～翌年3月分）12月26日

- 3 施設設備費は、入園者が入園年度の当初に納付するものとし、前項に定める3期分納の第1期に保証人の指定口座から振り替えるものとする。

（保育料等納付金）

第22条 園児が在籍する間は、出席の有無にかかわらず、保育料等納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 3期分納のうちいずれかの1期分の保育料等納付金の納付がない場合には、保証人に督促する。

1期分を完納しない状態でさらに次期分を滞納した場合、原則として次期分の納付期日の属する月の末日をもって当該園児を退園とする。

- 3 既納の納付金は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

- 4 休園、転園、退園時の保育料等納付金については、学校法人聖母女学院学費等取扱基準に基づき取り扱う。

第7章 保証人

（保証人の資格）

第23条 保護者又は後見人を保証人とする。

（副保証人）

第24条 自宅から通園をしない者は、副保証人を定めなければならない。副保証人は、独立の生計を営む者で、園児の生活と教育に責任を持つ者でなければならない。ただし、この場合あらかじめ園長の承認を必要とする。

（保証人の責任）

第25条 保証人は、園児の在籍中その身上に関する責任を持ち、園の教育活動に協力しなければならない。

（保証人の変更）

第26条 保証人に変更のある場合は、すみやかに届け出なければならない。

（届出）

第27条 園児が疾病その他の事由のため欠席が1週間以上に及ぶとき、保証人は、その旨園長に届け出なければならない。

- 2 園児、保護者がその住所氏名を変更した場合は、遅滞なく園長に届け出なければならない。

第8章 雑則

（細則）

第28条 この園則に関して必要な細則は、園長が別に定める。

附則

（施行期日）

この園則は、2007年4月1日から施行する。

2 この園則第18条第1項の規定は、2007年度の新入生から適用し、2006年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。

3 この園則第18条第1項の規定は、2007年度及び2008年度の新入生に適用し、2006年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。（2008年4月1日改正）

附 則

この園則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2011年4月1日から施行する。

2 この園則第9条第2項及び第21条第1項の規定は、2011年度の新入生から適用し2010年度以前からの在籍者については、従前の規定を適用する。

附 則

この園則は、2017年4月1日から施行する。

別表1（第9条第2項） 入園審査料

入園審査料（受験料）	2,000円
------------	--------

別表2（第11条第2項） 入園金

入 園 金	70,000円
-------	---------

別表3（第21条第1項） 保育料・施設設備費・教育充実費

保 育 料（年少）	288,000円
保 育 料（年中）	264,000円
保 育 料（年長）	264,000円
施設設備費（年少）	45,000円
施設設備費（年中・年長）	30,000円
教育充実費（年少）	44,000円
教育充実費（年中）	54,000円
教育充実費（年長）	54,000円